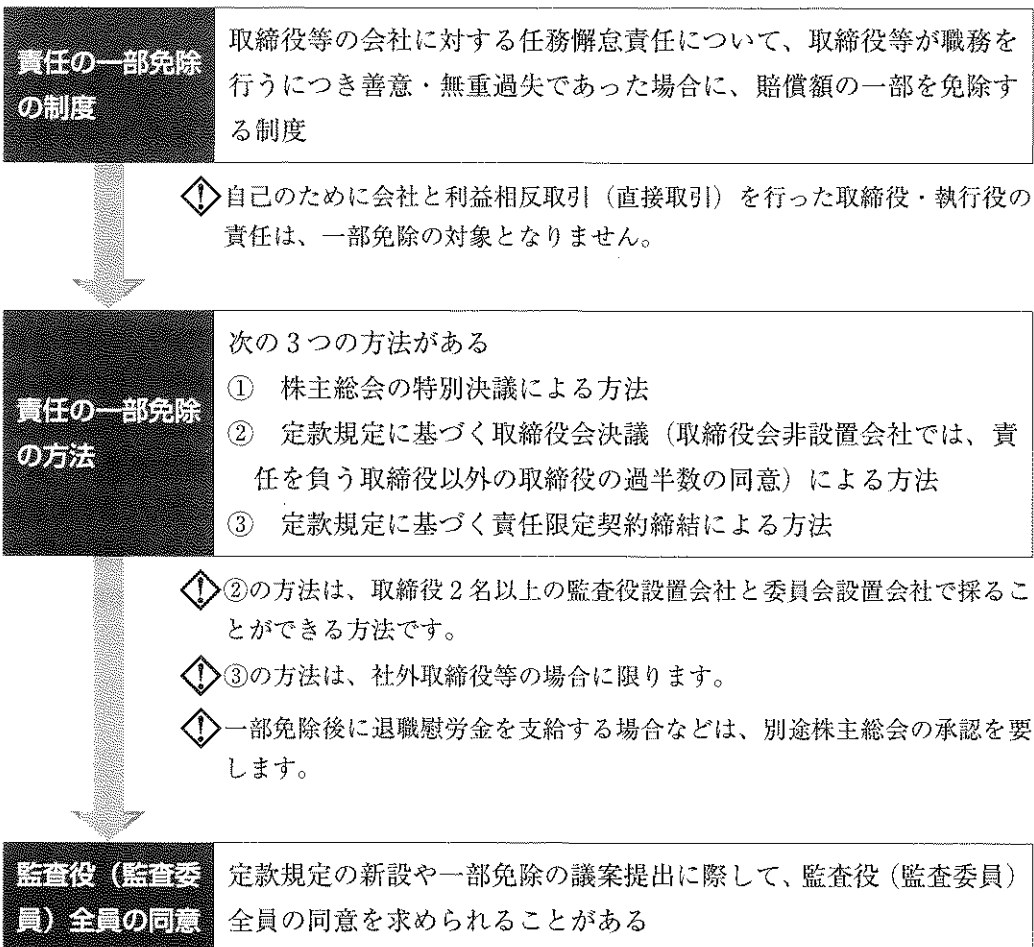


○取締役等の会社に対する損害賠償責任の一部免除とは

事 例

当社では、取締役が多額の損害賠償責任をおそれて業務執行が萎縮しないように、また、社外役員の招聘を容易にするために、取締役等の会社に対する損害賠償責任の一部を免除できるようにしたいと考えています。この一部免除の制度とはどのようなもので、実際に一部免除をするにはどのような方法によることとなるのでしょうか。

ポイント



実務解説

総株主の同意がなくても、取締役等の会社に対する任務懈怠責任は、一部を免除することができる場合があります。

責任の一部免除の制度

取締役等の会社に対する責任は、総株主の同意がないと免除できません（会社424・120⑤・462③）。

ただし、任務懈怠責任（会社423①）については、取締役等が職務を行うにつき善意・無重過失であった場合、以下3つの方法で、賠償額の一部を免除することができます。

株主総会の特別決議

1つ目は、株主総会の特別決議による方法で、「最低責任限度額」を超える額について、免除が可能です（会社425・309②八）。

最低責任限度額は、①代表取締役（代表執行役）、②代表取締役以外の取締役（執行役）、③社外取締役・監査役等ごとに、それぞれ定められています（会社425①）。

株主総会にこの議案を提出する場合、免除理由などの開示が求められます（会社425②）。

定款規定＋取締役会決議

2つ目は、定款規定に基づく取締役会決議（取締役会非設置会社では、責任を負う取締役以外の取締役の過半数の同意）による方法で、やはり、「最低責任限度額」を超える額について免除が可能です（会社426①）。

ただし、一部免除の決議（同意）を行った場合は、遅滞なく、株主に対して1か月以内に異議を述べる旨を旨通知し（公開会社では、公告でも可）、総株主の議決権の100分の3以上を有する株主が異議を述べたときは、一部免除ができなくなります（会社426③～⑤）。

定款規定＋責任限定契約

社外取締役等については、定款規定に基づく責任限定契約を締結することによって、責任の限度額をあらかじめ確定しておくことができます（会社427）。

この場合の責任の限度額も、「最低責任限度額」ですが、会社が定款規定の範囲内でこれを上回る額を定めて契約を締結することも可能です（会社427①）。

この契約を締結した社外取締役等が、「社外」要件を失った場合、契約は将来に向かって失効します（会社427②）。

また、この契約の相手方である社外取締役等の任務懈怠により会社が損害を受けたことを知った場合、株主総会で一定事項の開示が求められます（会社427④）。

【参考書式】 定款（取締役会決議等による責任の一部免除に関する場合）

当社は、会社法第423条第1項の取締役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。

(注) 取締役会決議等による責任の一部免除に関する定款規定（会社426①）は、登記事項です（会社911③二十三）。

【参考書式】 定款（社外取締役等との責任限定契約に関する場合）

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、〇〇万円又は会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。

(注) 社外取締役等との責任限定契約に関する定款規定（会社427①）は、登記事項です（会社911③二十四）。

なお、この定款規定が社外取締役・社外監査役に関するものである場合は、社外取締役・社外監査役の氏名も登記事項となります（会社911③二十五・二十六）。

実務解説

一定の条件を満たした所在不明株主の株式は、競売又は売却の方法により処分することができます（会社197・198）。

所在不明株主の株式の処分決議

以下の条件を満たす株式は、株券喪失登録されている株式を除き（会社230④）、会社の決定（取締役会設置会社では取締役会決議）により処分することができます（会社197）。

- ① 株主への通知・催告が継続して5年以上到達しないこと（会社196①）
- ② 当該株主が継続して5年間剰余金の配当を受領していないこと
- ③ 登録質権者について前記①②の要件を満たしていること

公告・催告

株式を処分するには、以下の事項を公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者に各別に催告します（会社198①、会社規39）。異議申述期間内に利害関係人が異議を述べなかった場合、当該株式に係る株券は当該期間の末日に無効となります（会社198⑤）。

- ① 対象株式を競売又は売却する旨
- ② 対象株式の株主として株主名簿に記載・記録された者の氏名・名称及び住所
- ③ 対象株式の数

- ④ 株券番号（株券発行の場合）
- ⑤ 対象株式の株主その他の利害関係人が一定期間（3か月以上）内に異議を述べることができる旨

株式処分の方法

- (1) 競売（会社197①、民執195）
動産競売の手続を実施します。
- (2) 売却（会社197②）
市場価格のある株式はその市場価格、市場価格のない株式は裁判所の許可を得て決定した売却価格で対象株式を売却します。以下の事項を会社が決定（取締役会設置会社では取締役会決議）し、会社が対象株式を買い取ることもできます（会社197③④）。
 - ① 買い取る株式の数
 - ② 引換えに交付する金銭の総額

処分代金の支払い

所在不明株主の株式の処分代金は、従来の株主に支払われます（会社197①）。当該株主から10年間請求がなければ時効により会社は支払義務を免れますが（民167①）、当該株主のために処分代金を供託し、支払義務を免れることもできます。

【参考書式】取締役会議事録

第〇号議案 所在不明株主の株式処分の件

議長は、下記の株式について、その株主に対する通知及びその質権者に対する催告が継続して5年以上不到達であり、かつ、当該株式にかかる利息、利益の受領が5年間継続してなされていない旨を説明し、当該株式を競売により処分したい旨を提案し、その賛否を議場に諮ったところ、全員一致をもってこれを承認可決した。

記

- 1 株主名簿上の株主の氏名及び住所
住 所 東京都〇〇区〇〇町1丁目2番3号
氏 名 甲野 一郎
- 2 株式の種類及び数
普通株式 100株

【参考書式】公告文

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告
当社は、左記の所在不明株主の株式を競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出ください。

平成〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇

記

株主名簿上の 氏名及び住所	株式の種類 及び数	株券の 番号
甲野 一郎 東京都 ： 普通株式一〇〇株		A 第一〇号